

事例番号:280361

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 36 週 0 日 切迫早産のため当該分娩機関へ入院

3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

4) 分娩経過

妊娠 36 週 4 日

15:01 既往帝王切開、腹部緊満認め、帝王切開で児娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:36 週 4 日

(2) 出生時体重:3100g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.28、BE -3mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 8 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生:実施せず

(6) 診断等:

生後 14 日 退院

1 歳 6 ヶ月 脳性麻痺疑い、精神発達遅滞

(7) 頭部画像所見:

2 歳 7 ヶ月 頭部 MRI:両側脳室軽度拡大あり、全体的に mild atrophy(軽い萎縮)ありか

6) 診療体制等に関する情報

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医 2 名
看護スタッフ:助産師 2 名、看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

脳性麻痺発症の原因を解明することが極めて困難な事例であるが、先天異常の可能性を否定できない。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

- (1) 妊娠中の管理は一般的である。
- (2) 妊娠 36 週 0 日に切迫早産のため入院管理としたこと、および入院中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

既往帝王切開で腹部緊満があるため、予定を早め妊娠 36 週 4 日に帝王切開としたことは一般的である。

3) 新生児経過

出生直後の処置および、その後の新生児管理は一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

なし。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

今後は胎児心拍数陣痛図を 5 年間保存しておくことが望まれる。

【解説】本事例は、胎児心拍数陣痛図が保存されていなかった。「医療法施行規則」では、診療に関する諸記録は、過去 2 年間の病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状および退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約とするとされている。また、「保険医療機関及び

保険医療養担当規則」では、帳簿等の保存について、保険医療機関等は、医療および特定療養費に係る療養の取り扱いに関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から 3 年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあっては、その完結の日から 5 年間とするとされている。

胎児心拍数陣痛図は、原因分析にあたり極めて重要な資料であるため、診療録と同等に保存することが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

原因不明の脳性麻痺の事例集積を行い、その病態についての研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。